

(目的)

第1条 この規程は、学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常任理事 本法人に常勤する理事をいう。ただし、理事長を除く。
- (3) 非常勤理事 本法人に常勤しない理事をいう。
- (4) 常勤監事 本法人に常勤する監事をいう。
- (5) 役員の報酬等 役員報酬、手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用 役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次の各号に掲げる報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長及び常任理事 役員報酬及び退職慰労金
- (2) 非常勤理事及び監事（常勤監事を除く。） 役員報酬、出席手当及び監査報酬
- (3) 常勤監事 役員報酬及び通勤手当
(理事長及び常任理事に対する報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長及び常任理事に対する役員報酬は、次の各号に掲げる額の範囲内で、地位、職責、経歴、在任期間等を考慮の上、常任理事会において決定する。

- (1) 理事長 月額50万円から月額100万円まで
- (2) 常任理事 月額15万円から月額30万円まで
(非常勤理事及び監事に対する報酬等の額の算定方法)

第5条 非常勤理事及び監事（常勤監事を除く。）に対する役員報酬は、次の各号に掲げる額の範囲内で、職責、経歴等を考慮の上、常任理事会において決定する。

- (1) 非常勤理事 年額50万円から年額100万円まで（9月及び3月に支給）
 - (2) 監事 月額10万円から月額30万円まで
- 2 非常勤理事及び監事（常勤監事を除く。）が理事会に出席した場合は、出席手当として1回当たり1万円を支給する。
- 3 監事（常勤監事を除く。）が学校法人梅村学園監事監査規程に基づき監査を実施した場合は、監査報酬として、次に掲げる額を支給する。ただし、監査実施日に開催される理事会及び評議員会に出席する場合は、監事報酬を支給しない。
- (1) 財産状況等の監査 1万円（源泉所得税別）
 - (2) 各部門等を対象とした監査 2万円（源泉所得税別）
(常勤監事に対する報酬等の額の算定方法)

第6条 常勤監事に対する役員報酬は、月額50万円から月額100万円までの範囲内で、職責、経歴等を考慮の上、常任理事会において決定する。

2 常勤監事の通勤手当は、中京大学通勤手当支給規程を準用する。

(退職慰労金の額の算定方法)

第7条 理事長及び常任理事に対する退職慰労金の額は、退職時の役員報酬（月額）に役員としての

在任月数（1か月未満切捨て。120か月を上限とする。）を乗じて算出される額とする。

（報酬等の支給方法）

第8条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（1）役員報酬その他の手当 毎月19日（ただし、支払日が金融機関の休業日となる場合は、その前営業日に支給する。）

（2）退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 前項にかかわらず、非常勤理事に対する役員報酬の支給の時期は、9月19日及び3月19日とする。ただし、支払日が金融機関の休業日となる場合は、その前営業日に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第9条 役員には、学校法人梅村学園役員旅費規程及び学校法人梅村学園役員海外出張旅費内規に基づいて旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の月割り計算）

第10条 新たに常勤の役員に就任した者には、その就任日の属する月から報酬等を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、退任日又は解任日の属する月までの報酬等を支給する。

（端数の処理）

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合で、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、端数の処理の方法を別に定めているものについては、この限りでない。

（公表）

第12条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。